

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年3月18日)

〔件名〕

- 1 平成26年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
(くらしの安心推進課) ··· 1
- 2 鳥取県動物愛護管理推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
(くらしの安心推進課) ··· 3
- 3 東部広域可燃物処理施設の都市計画決定に係る鳥取市からの協議について
(景観まちづくり課) ··· 7
- 4 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(水・大気環境課) ··· 8
- 5 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住宅政策課) ··· 9

生活環境部



平成26年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

平成26年3月18日
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条の規定に基づき平成26年度鳥取県食品衛生監視指導計画を策定するに当たって、広く消費者等の意見を求めるためパブリックコメントを実施した。

この計画は、県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の方向性を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

1 パブリックコメントの募集期間

平成26年2月3日（月）から2月28日（金）まで

2 計画（案）の概要

（1）行政（食品衛生監視員）による監視指導等の実施

- ①流通食品の収去検査（食品の抜き取り検査）の実施等
- ②食品事業者等への監視指導による食中毒予防

（2）食品等事業者の自主衛生管理の推進

- ①食品衛生管理を担う者の養成及び資質向上
- ②HACCPやとっとり食の安全認定制度（クリーン・パス）の導入推進

（3）消費者に対する情報提供や食品衛生の普及啓発

- ①出前講座や研修会等を通じての消費者に対する食品衛生の普及啓発
- ②消費者への食品による被害防止のための情報提供（夏季やノロウイルス流行期など）

3 応募のあった意見の概要

（1）意見件数 18件（13名）

（2）主な意見と対応方針

主な意見の概要	対応方針
■国及び県の二重行政になっていないか。この計画（案）を実行するに当たって、十分な人員が確保されているのか。	■国は主に輸入食品を対象とした監視指導を行い、都道府県等は国内流通食品の監視指導を行うよう役割分担しています。限られた人数で対応するため、優先順位をつけて危険度の高いものから重点的に監視指導を行うようにしています。
■冷凍食品製造工場の従業員が、意図的に製品に農薬を混入するという事件が起きた。これを受け、これまでの「フードセーフティ」に加え、「フードディフェンス」の考え方の必要性を感じた。各施設における監視事項に次の項目を追加してほしい。①雇用や労働状況などの情報把握、②工場への入退出管理が適切になされているか、③工場内の薬物管理が適切になされているか。	■本計画は、食品衛生に関わるものであるため、①雇用や労働状況などの把握、②工場への入退出管理の確認の2点については、計画書への記載は馴染まないと考えますが、監視指導の際には、フードディフェンスの考え方を説明し、これらの事項についても指導していく予定です。なお、③工場内の薬物管理が適切になされているかについては、異物混入防止の観点から監視事項に追加する予定としています。
■大量調理施設及び給食施設の重点監視事項のなかの異物混入防止対策とはどんな対策か。	■過去の事例では、調理器具の一部破損や容器包装の不適切な開封による異物混入事例があることから、調理の前後で調理器具の破損の有無を確認することや容器包装の適切な開封及び廃棄について重点的に指導していく予定としています。

■最近、ジビエが話題に挙がることが多くなっている。ジビエの衛生管理について、計画に盛り込んだ方がいいのではないか。	■ジビエについては消費者の関心も高くなっています。今後、提供量も多くなることが予想されることから、計画的に解体処理施設の立入検査等を行い、衛生管理の指導を行うこととします。
■食品衛生責任者を対象とした講習会において、食品添加物及び農薬等による健康への影響について正しい知識が習得されるよう講習会の充実・強化を望む。	■食品衛生責任者を対象とした講習会では、食品添加物や農薬等の科学的な知識について説明していますが、今後一層、講習内容の充実・強化に努めていくこととしています。
■自主衛生管理について、模範となる施設や功労者の存在が一般の人に広く知れ渡るといふと思う。表彰が、利用する一つの理由として挙げられるようになれば、一般の人から求められているという意識からもっと取り組むところが出てくるのではないかと思う。提供する側と消費者をつなぐ役割としての表彰のあり方が望ましい。	■自主衛生管理については、県では、とっとり食の安全認定制度を設け、自主衛生管理の取組と認定取得の働きかけを行っています。また、認定取得施設をはじめとする優良施設（営業者）に対しては、他の施設（営業者）の模範として表彰するとともに、資料提供等を通じて消費者への周知も行っています。表彰制度は、営業者のさらなる意識向上に繋がることから、今後も継続して行うとともに、消費者への情報提供にも努めていくこととしています。
■優良事業者表彰は必要か。（学童施設への表彰は意識向上に役立つと思う。）	■平成25年度から、低年齢層（園児～小学校低学年）を対象とした紙芝居による食中毒予防啓発を行っています。また、出前講座についても、食中毒が多くなる夏期を中心に積極的に実施しています。これらの啓発事業については、今後も引き続き行っていく予定としています。
■ノロウイルスの集団感染の報道を見て、食品関係者だけでなく、私たち一人一人が機会あるごとに学習し、知識を増やすべきだと思った。例えば、幼稚園・保育園や学校では、紙芝居や腹話術を使っての啓発、公民館などでの出前講座の回数を増やすなど知識と関心をもつもらうことを考えてはどうか。	■毎年、食中毒予防啓発のためのパンフレットを作成しています。この中に、トイレでの汚染に対する注意喚起も記載することにしています。また、現在作成しているパンフレットには次亜塩素酸ナトリウム消毒液の作り方をわかりやすく記載していますが、これらの情報を広く提供していきたいと思います。
■ノロウイルス食中毒予防には、食品の衛生的な取扱いはもちろんだが、忘れるのがトイレでの汚染である。白衣をかえる、履き物をかえるなどトイレでの汚染を防ぐための注意喚起が必要である。	■大量調理施設に対しては、冬期にはノロウイルスの検便検査をするよう指導を行っています。検便によって健康保菌者を発見することも大切ですが、人の手などを介して食品を汚染することがないよう、衛生管理（手洗い・消毒等）を徹底するよう監視指導を行っています。
■ノロウイルスには、次亜塩素酸ナトリウムが有効なのはわかっていても、いざ使おうというときにどう使っていいのかわからないことがある。よって、消毒薬の使い方をわかりやすく周知することが必要だと考えられる。	■これまででも食品事業者又は一般消費者向けの講習会等を開催していますが、平成26年度は消費者向けのセミナー開催など、リスクコミュニケーションを充実させていく予定としています。
■ノロウイルスによる集団食中毒が多発している。事業者の自主衛生管理はしっかりとされていると発表されているが、盲点があるのではないか。それは、発症しない職員の発見である。検便の項目にノロウイルスなどのウイルス保菌者の検査がないためだと思う。実施項目に入れてはどうか。	
■一般消費者を交えての講演会やセミナーを開催してはどうか。	

4 今後の予定

鳥取県食の安全推進会議にパブコメ結果を報告し、その検討結果等を踏まえ、3月末までに計画を策定・公表する。

鳥取県動物愛護管理推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

平成26年3月18日
くらしの安心推進課

県では、動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）及び環境大臣が定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）に基づき、平成20年に「鳥取県動物愛護管理推進計画」を策定した。

その後、平成24年9月に動物愛護管理法及び平成25年8月に基本指針が改正されたこと並びに本県の動物愛護を取り巻く状況の変化を踏まえ計画の見直しを行うこととし、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施した。

1 パブリックコメントの募集期間

平成26年2月3日（月）から2月28日（金）まで

2 推進計画（案）の概要

計画期間	平成26年度から平成35年度までの10年間				
計画の基本方針	「動物愛護の推進」と「動物の適正飼養の推進」を2つの基本方針とし、人と動物の調和のとれた共生社会を目指し、致死処分ゼロを究極の目標とする施策を展開する。				
施策と目標	<table border="1"><tr><td>目標</td><td>究極の目標である致死処分ゼロに向けて、致死処分頭数の削減などの具体的な数値目標を設定し、目標達成に向け各施策を推進する。</td></tr><tr><td>施策</td><td>基本方針を踏まえ、7つの具体的な施策を実施 <input type="radio"/>（基本方針1）動物愛護の推進 ①動物愛護精神の普及啓発 ②動物の収容・引取り数削減への取組み ③動物の返還・譲渡促進の取組み ④災害時対策 <input type="radio"/>（基本方針2）動物の適正飼養の推進 ⑤動物の適正飼養の指導・啓発 ⑥動物取扱業者の監視指導 ⑦実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進</td></tr></table>	目標	究極の目標である致死処分ゼロに向けて、致死処分頭数の削減などの具体的な数値目標を設定し、目標達成に向け各施策を推進する。	施策	基本方針を踏まえ、7つの具体的な施策を実施 <input type="radio"/> （基本方針1）動物愛護の推進 ①動物愛護精神の普及啓発 ②動物の収容・引取り数削減への取組み ③動物の返還・譲渡促進の取組み ④災害時対策 <input type="radio"/> （基本方針2）動物の適正飼養の推進 ⑤動物の適正飼養の指導・啓発 ⑥動物取扱業者の監視指導 ⑦実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進
目標	究極の目標である致死処分ゼロに向けて、致死処分頭数の削減などの具体的な数値目標を設定し、目標達成に向け各施策を推進する。				
施策	基本方針を踏まえ、7つの具体的な施策を実施 <input type="radio"/> （基本方針1）動物愛護の推進 ①動物愛護精神の普及啓発 ②動物の収容・引取り数削減への取組み ③動物の返還・譲渡促進の取組み ④災害時対策 <input type="radio"/> （基本方針2）動物の適正飼養の推進 ⑤動物の適正飼養の指導・啓発 ⑥動物取扱業者の監視指導 ⑦実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進				

3 応募のあった意見の概要

(1) 意見件数 106件 (16名)

(2) 主な意見と対応方針

主な意見の概要	対応方針
<p>【計画を実施する基盤】</p> <p>■自治体と県の間に隔たりがあるため、パイプライン強化のため、自治体主体の動物愛護条例を追記すべき。地域猫活動の支援や避妊去勢手術助成など。</p>	<p>■計画の中で、地域社会に密接に関与する市町村の役割の重要性を明記し、県と市町村をはじめとする関係機関が連携・協力して施策を推進することとしています。なお、自治体主体の動物愛護条例については、県の条例改正も含め、市町村の意見も聞いたうえで検討します。</p>

<p>■保護団体及び同様の取組を行う個人を援助すること。</p> <p>■ボランティアを育成してほしい。</p> <p>■保護活動を行っているボランティアと話し合いが大切。</p>	<p>■計画の中で、動物愛護活動をしている個人や団体の把握や動物愛護管理の普及啓発の核となる個人やボランティア団体の育成を支援することとしています。</p> <p>なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【施策と目標】

- 致死処分をもっと早急にゼロに近づけられないのか。
- 猫の致死処分数の削減目標数値が犬に比べて多い。猫に特化した動物愛護対策を実施すべき。

■現状及び今後推進する施策をもとに数値目標を設定していますが、致死処分ゼロを究極の目標としており、今後の計画の進捗状況により計画や数値目標は適宜見直すこととします。

【施策別取り組み】動物愛護精神の普及啓発

- 動物フェスティバル等の開催に当たっては動物愛護週間の趣旨にふさわしい企画が前提なることを明記すべき。
- 動物ふれあいイベントは企画すべきではない。
- 映画の上映、著名人を迎えて講演会の実施を行うと良い。
- 人が集まる場所で動物愛護思想の普及促進を行うこと。
- 小・中学校、高校で愛護教室や写真展を行って欲しい。
- 動物とのふれあいが必要か疑問。動物の負担も考えるべき。
- 学校で保健所の仕事や収容動物について学ぶ場を与えるべき。
- 県として独自のパンフレット、リーフレットを作成し、配布してほしい。
- 警察、公民館、学校等でポスターを掲示してほしい。

■計画の中で、関係団体と連携した動物愛護週間イベントの開催や動物愛護の普及啓発等を行うこととしています。

なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。

■計画の中で、小学校や幼稚園での啓発活動として「ふれあい教室」の実施やパンフレットの配布を行うこととしています。

「ふれあい教室」を実施する際は、ご意見を参考に、動物への負担に十分配慮するよう努めます。

■現状においても、環境省作成のポスターやパンフレット、県独自のリーフレット等を市町村、警察、学校などへ配布しています。今後も、県独自の新たなパンフレット等を作成し、より一層の普及啓発を行います。

【施策別取り組み】動物の収容・引取り数削減への取組み

- 動物が飼えなくなった時、簡単に保健所に連れてこないで里親を探す制度を整えていただきたい。
- 地域猫活動（TNR活動を含む）に対して推進・支援体制を構築し、不妊去勢手術の助成等、具体的な支援を検討すべき。

■県では、終生飼養の普及啓発を行うとともに動物愛護管理法の改正後は、相当な事由がない場合は引取りを行わないようにしています。なお、やむをえず飼養できない場合には自ら新しい飼い主を探すよう指導することとしています。

■計画の中で、飼養者のいない猫対策として繁殖制限措置の取り組み等を推進することとしています。

なお、ご意見は市町村とも相談をしながら具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。

【施策別取り組み】動物の返還・譲渡促進の取組み

- 公示期間や収容期間は延長し、返還や譲渡を行うべき。
- 収容施設を新たにつくり、ボランティアの受け入れ、譲渡の推進を行って欲しい。
- 熊本市動物愛護センターと同様の組織を新設し、同様の取り組みをしてほしい。
- 迷子札、マイクロチップの普及啓発を行い、助成制度を設げること。
- 狂犬病予防法に基づく登録等の所有者明示の指導啓発において、実験動物飼養施設及び多頭飼育者に対して重点的に普及啓発を行うべき。

■収容した動物については可能な限り収容期間を延長し、返還・譲渡に努めます。

■来年度より、動物愛護団体が開設した飼養施設と連携し、県が収容等を行った動物の中長期的な飼養や譲渡を促進することとしています。また、ボランティアの活用についても積極的に取り組んでいきます。

■計画の中で、マイクロチップや迷子札などの所有者明示の推進についても明記することとしています。また、所有者明示は飼養者の責務であり、逸走や盗難の際の有用な手段であることからより一層の普及啓発に努めます。

<p>■譲渡する動物は指定動物病院での避妊去勢や首輪、迷子札に自宅連絡先をつけることを義務付けしてはどうか。</p>	<p>■県では、譲渡前に講習会を行い、所有者明示や繁殖制限措置について指導を行っています。また、譲渡6か月後に飼養状況等の確認を行っています。なお、避妊去勢等の義務化については、他県の状況等も調査のうえで検討を行います。</p>
<p>■譲渡団体の規制緩和を検討してほしい。</p>	<p>■現行の譲渡団体の登録要件は、適正な飼養管理を担保するために、第一種動物取扱業の基準をもとに定めています。なお、今後譲渡団体の育成に努めるとともに、譲渡制度の改善についても検討します。</p>
<p>■動物収容施設について、動物福祉に配慮した収容施設であることを明記し、収容中の死亡数を削減する取組を行うべき。また、適切な対策を講じるために収容中の死亡数についても集計を行るべき。</p> <p>■月齢の小さな仔犬、子猫は里親が見つかる可能性が高い。殺処分しないでほしい。</p> <p>■犬猫が迷子になった場合の連絡先も周知してほしい。</p> <p>■ツイッター、フェイスブック、ケーブルテレビ等を活用して収容動物の情報を広く広報することはどうか。</p> <p>■里親募集に新聞掲載を活用してはどうか。</p> <p>■民間と協同で譲渡会の開催をお願いします。</p>	<p>■本県の動物収容施設は、空調等も整備した動物福祉に配慮した施設です。また、来年度より、収容中の死亡数の集計も実施します。</p> <p>■譲渡動物の情報発信の強化等について、計画に明記します。</p> <p>なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。</p>
<p>【施策別取り組み】災害時対策</p> <p>■災害時に動物同伴専用の避難場所も設けてほしい。</p> <p>■災害対策の対象に実験動物や産業動物を含めるべき。</p> <p>■災害対策として実験動物飼養施設の立入調査を実施すべき。</p> <p>■ペット同伴避難方法のマニュアルを作成すること。</p> <p>■特定動物については、飼養施設の定期点検や災害時対応マニュアルの作成、市町村との特定動物飼養施設等の情報共有等により具体的に記載すべき。</p>	
<p>【施策別取り組み】動物の適正飼養の指導・啓発</p> <p>■警察との連携を追記すべき。</p> <p>■犬のしつけ等の教室を開催してほしい。</p> <p>■飼養者に対して適切なアドバイスを行うこと。</p> <p>■専用相談室を開設してほしい。</p> <p>■動物飼養者へ避妊去勢の重要性を伝えてほしい。</p> <p>■県は学校等に対して適正飼養・動物感染症等の研修を行い、法律の基準や災害時等の規定について周知すべき。</p> <p>■特定動物飼養施設への立ち入りは継続して行うべき。また、特定動物の個体識別率を向上させ、逸走時に対応するため、特定動物飼養施設等の情報について市町村と共有すべき。</p>	

<p>■動物の遺棄や放し飼いが多い場合は、気軽に買えない、飼えないように規制してほしい。</p> <p>■動物虐待に対して制裁を加える制度を整備すること。</p> <p>■警察は動物の遺棄・虐待は違法だと知っているのか。動物だからと軽んじないでほしい。</p>	<p>■動物愛護管理法の改正により、遺棄・虐待について罰則の強化が図られ、計画の中でも獣医師会、関係団体とともに指導・啓発に努め、遺棄・虐待の事案が発生した場合は、警察と連携し厳正に対応することとしています。</p>
【施策別取り組み】動物取扱業者の監視指導	
<p>■第一種動物取扱業への定期的な事前連絡なしの立入を行うこと。動物虐待が疑われる事案については、警官を同行するといった臨機応変な対応について明記すべき。</p> <p>■展示業の中でも移動販売・展示業者に対する立入調査の強化を追記すべき。</p>	<p>■計画の中で、第一種動物取扱業施設について、年1回以上は立入検査を行うこととしています。なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。</p>
【施策別取り組み】実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	
<p>■実験動物や産業動物飼養施設について、飼養保管基準や3Rの原則の遵守に加え、定期的な施設の立入による実態調査を行うべき。</p> <p>■産業動物について、飼養保管基準の周知に加え、動物愛護担当部署において、関係部局と連携し、アニマルウェルフェア指針の周知やその効果のモニタリングを行うべき。</p>	<p>■計画の中で、実験動物飼養施設について把握に努め、適正飼養の周知徹底を図ることとしており、産業動物飼育施設については、関係機関等と連携して適正飼養の周知徹底を図ることとしています。</p> <p>なお、ご意見は具体的な取り組みを検討するうえでの参考とさせていただきます。</p>
【その他の意見】	
<p>■動物愛護の前に県民のくらしを向上させることに予算を使うべき。</p> <p>■必要な予算措置を行い、足りなければ県民等の基金を設けること。</p> <p>■動物適正飼養対策として、犬税を導入してほしい。</p>	<p>■ご意見は今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

4. 今後の予定

鳥取県動物愛護推進協議会にパブコメ結果を報告し、その検討結果等を踏まえ、3月末までに第2次推進計画を策定・公表する。

東部広域可燃物処理施設の都市計画決定に係る鳥取市からの協議について

平成26年3月18日
景観まちづくり課

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設整備事業（鳥取市河原町）について、環境影響評価書及び都市計画（案）の縦覧終了に続き、都市計画決定権者である鳥取市より、都市計画決定に係る県協議（都市計画法19条3項）があったので報告する。

1. 可燃物処理施設の都市計画法手続きの概要

(1) 都市計画決定が原則必要。（建築基準法第51条）

(2) 都市計画決定権者は鳥取市。（都市計画法第15条第1項）

「**《都市施設を都市計画決定する際の基準》（都市計画法第13条第11項）**
「適切な規模」「必要な位置」であることが必要。」

(3) 市の都市計画決定にあたっては、県協議が必要。（都市計画法第19条第3項）

※協議に対する意見の回答であり、県意見は市の都市計画決定の判断を拘束するものではない。

2. 都市計画（案）の概要

（八頭中央都市計画区域）

名称：鳥取県東部広域行政管理組合ごみ焼却場
面積：約146,400m²

位置：鳥取市河原町山手字地ユノ谷上、字チクノ谷口及び字チクノ谷奥の各一部並びに鳥取市河原町郷原字楮谷、字楮谷奥、字下林、字ウナギ田及び字大人の各一部

処理能力：240t/日（120t/日×2炉）

決定理由：東部圏域で稼動中のごみ焼却場の老朽化により新たなごみ焼却を整備



3. 現状、今後の手続きの流れ

都市計画（案）縦覧

[1月20日～2月3日]

鳥取市役所及び鳥取市河原支所にて
縦覧 → 縦覧者1名、意見書34名

法19条3項県協議

[3月13日] 県が鳥取市の協議書を受理

鳥取市都市計画審議会

[3月24日] 縦覧や県意見を踏まえ審議
(予定)

決定告示（鳥取市）



4. 協議の進め方

・以下の事項を踏まえ、市に対して協議の回答をする予定である。

(1) 県は以下の観点で協議を行う。

《協議の観点》（都市計画法第19条第4項）

1つの市町村の区域を超える広域的調整の観点、県の都市計画との適合を図る観点

(2) 上記の観点に加え、市との調整を経て策定した県回答の判断基準『市決定都市計画の県協議等に関する取扱い（平成23年8月）』に基づき、都市計画案について、以下の評価項目との適合性を確認する。

《市決定都市計画の県協議等に関する取扱い（平成23年8月）の評価項目》

- ① 県の策定するまちづくりに関する計画との整合
- ② 計画市が策定するまちづくり計画との整合
- ③ 法令との適合及び関係機関等との調整（住民との合意形成）
- ④ 外部から受ける影響の評価（災害発生の恐れ等）
- ⑤ 外部に与える影響の評価

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
水・大気環境課 27(機械濃縮機改築)	天神浄化センター電気設備工事その 27(機械濃縮機改築)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬 1517	(株)東芝中国支社 支社長 荒木 俊輝 (予定価格) 119,570,040円	118,800,000円 平成26年3月17日 ~ 平成27年3月13日	平成26年3月14日	平成26年3月17日	制限付 一般競争入札

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

生活環境部

【変更分】		工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
主務課 くらしの安心局 住宅政策課 (西部総合事務所) 生活環境局)	県営住宅余子団地建替工事 (第1期建築)	境港市 誠道町	株式会社 金田工務店 代表取締役 金田 勝	(当初契約額) 177,450,000円 (変更契約額) 188,067,600円	~平成26年3月14日 (変更なし)	平成25年7月26日 平成26年2月26日	(当初契約日) 平成25年7月25日 (変更契約日) 平成26年2月26日	(第1回変更)

